

国 総 地 第 9 0 号
令 和 3 年 2 月 4 日

各地方運輸局交通政策部長 殿
神戸運輸監理部総務企画部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

共同経営に関する協定の締結の認可等
に係る運用上の留意事項について

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号。以下「法」という。）に基づく共同経営に関する協定の締結の認可等については、法、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行令（令和2年政令第225号）、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和2年内閣府令・国土交通省令第6号）及び国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和2年国土交通省令第94号。以下「規則」という。）に定めるほか、下記に定めるところによることとしたので、必要に応じて、地方公共団体及び関係事業者に周知されたい。

記

1. 共同経営に関する協定の締結の認可申請手続について

(1) 共同経営計画及び添付書類の送付手続

法第9条第1項の規定による共同経営に関する協定の締結についての国土交通大臣の認可は、全て本省において行うこととしているため、当該認可の申請に当たり提出が必要な共同経営計画及び添付書類（以下「共同経営計画等」という。）については、本省総合政策局地域交通課まで送付することとする。

なお、送付に当たっては、原則として、電子メールを用いて、PDF等の電子データの形式により以下の送付先まで送付することとするが、システム上の問題等やむを得ない事情がある場合には、紙媒体による送付も可能とし、その場合、正本1部及び副本3部を送付することとする。

(送付先及び送付部数)

<電子データの形式による送付の場合>

- ・国土交通省総合政策局地域交通課 hqt-chiikikoutsu-hourei@gxb.mlit.go.jp

<紙媒体による送付の場合>

- ・国土交通省総合政策局地域交通課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

- ・送付部数：正本 1 部及び副本 3 部

(2) 事業計画又は運行計画の変更に関する手続の省略に係る特例

規則第 10 条の規定により共同経営に関する協定の締結の認可申請手続に準用されている道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 15 条の 3 及び第 15 条の 15 の規定に基づき、当該協定の締結の認可に伴い事業計画又は運行計画の変更（注 1）が必要となる場合には、当該認可の申請に係る共同経営計画に、変更しようとする事項を記載した書類（注 2。以下「変更事項記載書類」という。）を添付することにより、事業計画又は運行計画の変更に関する手続を省略することができるとしている。

そこで、協定の締結の認可に伴い路線や運行系統、運行回数等の変更が必要となる場合であって、手続省略に係る特例を受けたい場合には、変更事項記載書類を、共同経営計画と併せて送付することとする。当該送付の方法は紙媒体によることとし、送付先及び送付部数は 1. (1) に記載した方法に準ずることとする。

なお、本省総合政策局地域交通課は、変更事項記載書類の送付を受けた場合には、速やかに副本 1 部を本省自動車局旅客課に送付することとする。

(注 1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条の 2 第 1 項の届出に係る事業計画の変更にあっては、同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更に限る。

(注 2) 書類及び図面により新旧の事業計画又は運行計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。

2. 協定内容の変更の認可申請手続について

(1) 共同経営計画及び添付書類の送付手続

法 13 条第 1 項の規定による国土交通大臣による共同経営に関する協定の内容の変更の認可申請に必要な共同経営計画及び添付書類の送付手続については、1. (1) に記載した手続に準ずることとする。

(2) 事業計画又は運行計画の変更に関する手続の省略に係る特例

協定の内容の変更の認可に伴い事業計画又は運行計画の変更が必要となり、かつ手続省略に係る特例を受けたい場合の変更事項記載書類の送付手続については、1. (2) に記載した手続に準ずることとする。

（3）軽微変更に係る届出

法第13条第3項及び規則第8条の規定により、次に掲げる共同経営に関する協定の内容の変更については、軽微な変更として、国土交通大臣による認可を必要とせず、変更後に届出を行うことで足りることとする。

①地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

②基盤的サービスに係る事業の改善に係る目標に関する数値の変更その他共同経営計画に記載された数値の変更であって、当該共同経営計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

なお、②については、収益性や人員数、車両数の改善目標の数値や平均待ち時間・最大待ち時間等の維持目標の数値の軽微な修正等の変更が考えられるが、共同経営の内容等に応じ、当該変更の程度が軽微か否かを国土交通大臣が判断する必要がある。そのため、計画に記載された数値の変更に当たっては、事前に、当該変更の内容について、本省総合政策局地域交通課までご相談いただきたい。

また、軽微変更に係る届出に当たっては、次に掲げる事項を記載した共同経営計画変更届出書を送付することとし、その送付手続については、1.（1）に記載した手続に準ずることとする。

（i）届出者の氏名又は名称及び住所

（ii）変更した事項（新旧の共同経営計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

3. 標準処理期間について

共同経営に関する協定の締結の認可及び同協定の内容の変更の認可に係る標準処理期間は、これらの認可の審査や公正取引委員会への協議・確認等の手続に係る期間を踏まえ、3ヶ月とする。

4. その他

以上のほか、地方運輸局交通政策部長、神戸運輸監理部総務企画部長及び沖縄総合事務局運輸部長は、管区内の地方公共団体又は事業者から、法に基づく共同経営の実施に関する要望や質問を受けた際には、速やかに本省総合政策局地域交通課まで情報共有を行う等、法の適切な運用のため、本省と密に連携を行うこととする。